

○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量

(平成二十六年三月三十一日)

(／経済産業省／環境省／告示第四号)

改正 令和 七年 二月二日／経済産業省／環境省／告示第 一号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(平成十八年／内閣府、総務省、法務省、／外務省、財務省、文部科学省、／厚生労働省、農林水産省、経済産業省、／国土交通省、環境省／令第二号)第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第九項に規定する国際協力排出削減量(地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第五十六号)附則第二条第一項の規定により国際協力排出削減量とみなされるものを含む。)とする。

附 則 (令和七年二月二日／経済産業省／環境省／告示第一号)

(適用期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、令和七年度以降において報告すべき地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号。次項において「法」という。)第二十六条第一項に規定する温室効果ガス算定排出量の報告について適用する。

3 令和二年十二月三十一日以前に行われた地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第五十六号。以下この項において「改正法」という。)第一条の規定による改正後の法第二条第九項に規定する国際温室効果ガス排出削減等協力事業に相当する事業(この告示の適用前に改正法第一条の規定による改正後の法第五十七条の二第一項に規定する事業設計書に相当する書類についての意見書の受付が開始されたものに限る。)により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量(改正法附則第二条第一項の規定により国際協力排出削減量とみなされるものを除く。)は、この告示による改正後の温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第

一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量に規定する海外認証排出削減量とみなす。